

国民年金のお知らせ

問合せ 青梅年金事務所 ☎ 0428-30-3410
市民課高齢医療・年金係 ☎ 140

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

国民年金には、所得が一定額以下の方の保険料を免除または猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります（学生の方は、学生納付特例制度を利用してください）。

申請期間
○過去期間：申請月から2年1か月前まで（すでに保険料が納付済の月を除く）
○将来期間：直近の6月分まで

国民年金保険料の免除・納付猶予

令和6年度の国民年金保険料は前年度より460円引き上げとなり、4月分から月額1万6980円となります。

納付書は4月上旬に日本年金機構から送付されます。納付忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけではなく、年金を受け取れなくなる場合があります。納付書を確認し、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで期限内に納めてください。また、便利で割引制度もある口座振替を利用する場合は、口座振替を希望する金融機関または郵便局で手続きをしてください。

※クレジットカード納付については、青梅年金事務所に問い合わせてください。

国民年金保険料は期限内に納めてください

国民健康保険のお知らせ

問合せ 市民課保険係 ☎ 127

保険税率の改定

市では、東京都から示された「標準保険料率」を参考に「国保財政健全化計画」を策定し、計画的な税率改定により、法定外繰入を段階的に削減していくこととしています。

令和6年度の税率は、次のとおり改定しました。

令和6年度国民健康保険税

項目	令和6年度	
医療分	所得割税率	6.43%
	均等割額	27,300円
	限度額	650,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.33%
	均等割額	11,200円
	限度額	240,000円
介護保険分	所得割税率	2.15%
	均等割額	13,100円
	限度額	170,000円

※後期高齢者支援分の限度額は令和6年度税制改正に伴う金額です。

国民健康保険加入・喪失手続き

●加入
3月末で退職して職場の健康保険をやめた方などは、国民健康保険の加入手続きが必要です。手続きには健康保険の資格喪失証明書などが必要です。

●喪失

4月から就職し、職場の健康保険に加入した方などは、国民健康保険喪失手続きが必要です。手続きには職場の健康保険証が必要で、※加入・喪失とも来庁者の本人確認書類が必要です。

※加入・喪失の手続きについて詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせください。



納税通知書の送付

令和6年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬ごろに送付します。

国民健康保険の運営状況

東京都から示される国保事業費納付金を支払うことで、医療費の全額が東京都から交付され、急激な医療費の増加などに左右されない安定した財政運営が可能となっています。

しかし、市では被保険者の負担軽減を図るため、税率改定による保険税の上昇を抑制していることから、不足する保険税分を一般会計からその他繰入金（法定外繰入）により賄う厳しい状況が続いています。

国民健康保険税の軽減

合計所得金額が一定金額以下の国保世帯は、国保税（均等割）の軽減対象となります。申請の必要はありませんが、前年の収入が未申告の場合は軽減となりません。注意してください。

なお、令和6年度税制改正に伴う軽減判定基準は左表のとおりです。

令和6年度国民健康保険税の軽減

	適用条件
7割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯
5割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×29.5万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯
2割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×54.5万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯

○赤字部分が前年度より引き上げられるため、軽減対象者が増えます。

※給与所得者等の数：給与収入が55万円以上の方、65歳未満で年金収入（給与所得者を除く）が60万円を超える方、65歳以上で年金収入（給与所得者を除く）が125万円を超える方

申請方法

市役所1階市民課高齢医療・年金係または年金事務所まで申請
申請に必要なもの
年金手帳、基礎年金番号通知書
※離職した方は雇用保険被保険者離職票が必要で、

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、大学・専修学校などに在学中の方が対象の納付猶予制度です。本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請が承認されると在学中の保険料が猶予されます。

申請期間
20歳以上の学生のうち次の期間
○過去期間：申請月から2年1か月前まで
○将来期間：申請年度末まで
※すでに保険料が納付済の月を除きます。

申請方法

○前年度の申請に基づき令和6年度の在学が確認できた方：日本年金機構から学生納付特例の継続申請確認通知が送付されます。令和6年度も継続して申請する場合は、同封のながきに必要事項を記入し、日本年金機構に返送してください。

○継続申請確認通知が送付されなかった方：初めて申請する方：市役所または年金事務所窓口へ

申請に必要なもの
年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証または在学証明書など学生であることが証明できるもの
※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要となる場合があります。事前に問い合わせください。

温泉センター 割引利用券配布

国民健康保険に加入している方に、温泉センターで使える割引利用券を配布します。

配布場所 市役所1階市民課保険係
※希望する方は必ず、国民健康保険証をお持ちください。

※国保以外の健康保険に加入している方は対象外です。

利用期間 令和7年3月31日まで
※利用時間などは利用券に記載してあります。

■利用可能施設

施設名	電話番号
檜原温泉センター 「数馬の湯」	598-6789
奥多摩温泉 「もえぎの湯」	0428-82-7770
秋川渓谷 「瀬音の湯」	595-2614
生涯青春の湯 「つるつる温泉」	597-1126

※施設の開館状況など詳しくは、各施設のウェブサイトを確認するか直接、施設に問い合わせください。

問合せ 市民課保険係 ☎ 126

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。